4　遺産に属する財産の遺産の分割前の処分

弁護士　増田 朋記

Q4－1　遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

父が亡くなり、私と兄の二人が相続人となりました。ところが2000万円あったはずの父の預貯金から、父が亡くなった後に、密かに兄が1000万円を引き出してしまっていました。この引き出された1000万円も遺産分割の対象とすることができるのでしょうか。

A4－1

密かに引き出された1000万円に関しては、不法行為や不当利得に基づいて請求することも考えられますが、そのような方法では実際には十分に救済されないことが問題となります。そこで、今回の相続法改正により、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができることとされました（新法906条の2）。この同意には、当該処分をした共同相続人の同意は不要とされますので、本件ではご自身の同意のみによって、引き出された1000万円を遺産分割の対象に含めることが可能となります。

解説

遺産分割の対象は、「相続開始時の」相続財産ではなく、「遺産分割時の」相続財産である。したがって、相続開始後、遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合に、別途に法的手当がなければ、当該処分された財産は遺産分割の対象とならないこととなり、これにより不利益を受けた者は、財産を処分した者に対して不当利得の返還を請求するか、不法行為に基づく損害賠償を請求するほかないこととなる。

そこで、今回の相続法改正により、相続開始後に処分された財産についても、一定の要件を満たせば、遺産分割手続の中で処理する制度が採用された。すなわち、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができることとされた（新法906条の2）。